

調査3 アレルギー情報を入力する際、薬剤名を選択せずフリー入力したため処方時にアラートが出なかった事例

報告時の事例		
事故の内容	背景・要因	改善策
<p>先発医薬品名であるクラビットのアレルギー情報が電子カルテの患者データベースに入力されていた。しかし、医師はアレルギー情報を確認せずレボフロキサシン錠を処方し、看護師が患者に投与した。レボフロキサシン錠を内服した1時間後、患者に呼吸困難感と眼瞼浮腫などの症状が出現した。患者の意識レベルはクリアであり、医師の指示にてアドレナリン注を筋注し、ポララミン入りの輸液を開始した。酸素吸入を開始、モニターを装着し経過観察となった。翌日、症状が改善し退院となった。</p>	<p>アレルギー情報が入力されている場合、電子カルテ上のアレルギーの文字が赤く表示されるが、医師は電子カルテのアレルギー情報を確認せずレボフロキサシン錠を処方した。また、当院では、電子カルテにアレルギー情報が入力されているとアラートが出る仕組みとなっているが、看護師が電子カルテにアレルギー情報を入力するときに、薬品名をマスターから選ばずフリー入力で記載したために、システム上の問題からアラートが出なかった。</p>	<p>・医師は、処方時に必ずアレルギー情報を確認すること、アレルギー情報の登録時には薬品名をマスターから選択することを、ニュースレターの発行等により、全職員に注意喚起した。</p>

現地状況確認調査の内容

医療機関の対応者

副院長（医療安全担当）、院長代理、副院長2名、医療安全管理室（医師2名、看護師）、病棟師長、薬剤師、事務職員

得られた情報

1. 事故発生の経緯：医療機関側より説明（医療機関提供資料一式）

- ・患者データベースへのアレルギー情報は病棟看護師が入力した。病棟看護師は、「リストから選択」でアレルギーのある薬剤を選択して入力するルールとなっていることを知らず、「フリー入力」に「クラビット」と記載した。
- ・アレルギー情報は、「リストから選択」で薬剤名を選択して入力すると処方時にアラートが出るが、「フリー入力」に薬剤名を記載するとアラートが出ない仕組みとなっている。そのため、医師がレボフロキサシン錠を処方した際にオーダー画面には「エラーはありません」と表示され、そのまま処方を確定した。
- ・患者データベースの「アレルギー／副作用」の「薬アレルギー」の項目にはクラビットと入力されていたが、看護師は情報収集時に確認できていなかったため、レボフロキサシン錠を患者に渡した。

2. 背景・要因

○患者データベースのアレルギー情報の表示

- ・アレルギー情報が入力されている場合、電子カルテ上部にある「アレルギー」のアイコンの色は赤色で表示され、情報の入力がない場合は白色で表示される。アレルギー情報は入力されていたため、赤色で表示されていた。
- ・「アレルギー／副作用」の欄には、薬アレルギー、食物アレルギー、その他のアレルギーの項目がある。薬アレルギーの情報が入力されている場合、アレルギーのある薬剤名が表示され、アレルギー発症時の症状が入力されていれば、その症状が表示される。

○患者データベースへのアレルギー情報の入力

- ・病院のルールでは、まず「リストから選択」を用い、該当する薬剤がない場合に「フリー入力」を用いることになっている。通常、初診問診担当の看護師が外来で問診を行い、アレルギーについて患者から情報を得て患者データベースに入力する。今回は病棟看護師が入力し、前記ルールが十分に理解されていなかった。
- ・医師や病棟看護師がアレルギー情報を得た時点で患者データベースに入力することもあるが、入力する頻度は低い。
- ・「薬アレルギー」の項目へのアレルギー情報の入力・削除の入力者に制限はない。

○アレルギー情報入力時の薬品検索「リストから選択」と薬剤マスタ

- ・「リストから選択」で入力する場合、検索対象「処方薬品」、検索名称「カナ検索」を選択する。検索名称に「クラビ」と入力すると、「レボフロキサシン錠【500mg】」「クラビット細粒 100mg/g」「クラビット錠」など、13種類の販売名がリストに表示され、そこから選択する。
- ・薬剤マスタには、現在では販売が中止になった薬剤も含まれており、過去に販売された薬剤も含めてすべての薬剤名が表示されるためリストにあがってくる選択肢が多い。持参薬のマスタも関連しており、院内採用薬以外の薬剤名も表示される。

○処方時

- ・薬剤処方時、オーダー確認画面で薬品名、用量、日数が表示される。「リストから選択」で入力したアレルギーのある薬剤が処方された場合、「チェック結果」に薬品名（クラビット細粒 100mg/g）、<薬物アレルギーチェック>と表示され、「詳細」に【アレルギー薬剤】クラビット錠 [500mg]【一致成分】レボフロキサシン水和物（オフロキサシン）と表示される。
- ・アラートが表示されない場合は、「チェック結果」「詳細」には「エラーはありません。」と表示される。

○処方監査～払い出し時

- ・薬剤部には、処方箋のチェックシステムがある。禁忌や相互作用のある薬剤、高齢者や小児の用量に留意する薬剤等では、「チェック結果票」が出力され、処方監査をサポートする機能となっている。
- ・処方時にアラートが出ない場合は、処方箋が専用プリンターより出力されるが、処方時にアラートが出た場合は、処方箋ではなく別のプリンターから「薬剤名、疑義照会、今回処方」の内容が記載されたチェック結果票が出力される。
- ・アレルギー情報が「フリー入力」に記載されているとアラートが出ないため、チェック結果票は出力されず、処方箋が出力され、処方監査、調剤される。
- ・チェック結果票は、相互作用や継続処方などの内容で出力されることが多く、アレルギーのある薬剤の処方では出力されることは少ない。チェック結果票が出力された際は、薬剤師が診療録を見て判断したり、医師へ疑義照会したりする。
- ・チェック結果票は、薬アレルギー、併用禁忌、年齢、用量などのチェック項目があり、処方箋の数枚に1枚の割合で出力される。

○与薬時

- ・看護師は、勤務ごとにアレルギーなどの情報を収集することが望ましいが、情報収集の内容については手順等に明記していない。

3. 事例報告後、実施した主な改善策

- ・注射箋にはアレルギー情報が記載されているが、内服薬や外用薬の処方箋には記載がないため、処方箋の下部にアレルギー情報を記載することを検討している。
- ・診療科責任者会議、安全委員会で事例を周知した。
- ・RMニュースを発行し、「薬アレルギーに登録する薬品は“薬品マスター”から選択！」というメッセージとともに、薬品検索「リストから選択」の画面を用いて注意喚起した。また、RMニュースを確認した職員からサインをもらうことで閲覧したかどうか確認した。

調査時の議論等 (○：訪問者、●：医療機関)

- 今回のようなアレルギー対策については、電子カルテ導入施設ではいずれの医療機関でも関係する可能性のある警鐘的事例であり、特に入力方法や改善策は参考になると思われる。
- どのような薬剤が「フリー入力」に記載されているか。
- O T C 医薬品（一般用医薬品）やサプリメントが「フリー入力」に記載されている。これらは「フリー入力」に記載する方法しかない。
- 「フリー入力」に記載される薬剤がO T C 医薬品やサプリメントなどの限定された薬剤であれば、限定されていることが分かるような運用（「フリー入力」と「リストから選択」が分かる）をされてはいかがか。
- 本来「リストから選択」が可能な薬剤がどの程度「フリー入力」に記載されているか、「リストから選択」での入力との程度混在しているか、間違った使い方をしてる割合を検証されてはいかがか。
- アレルギー情報の入力に関してどのように教育されているか。また、どのように入力しているかなど定期的な確認が必要ではないか。
- 入職時の研修や病棟単位で説明している。
- 薬アレルギー、併用禁忌、年齢、用量などのチェック結果票が出力される仕組みであるが、現在、薬剤部での対応件数がかかなり多いようである。その一部をシステムで機能させることの検討、すなわち現行システム上、アラートが出た薬剤であっても承認すれば処方することができるが、例えば、禁忌や薬剤アレルギーにおいては承認できない（処方できない）ようなシステム改善も考えられてはいかがか。
- 改善策に「ニュースレターの発行等により全職員に周知」とあるが、他にはどのような方法で周知されているか。
- 年2回の研修会で重大な事例についてはリマインドして周知している。また、院内共通のポケットマニュアルに、アレルギー歴の問診とカルテへの記載の項目がある。まず、「アレルギーあり/なし」、「アレルギー/副作用」欄をチェックし、1) 検索して入力、2) フリー入力（患者からの情報、かぜ薬、抗菌薬）、3) 不明（分からない場合）、4) 反応（副作用があった場合）で入力する、と記載している。
- ポケットマニュアルの内容は、実際の電子カルテ画面や具体的な入力方法を図示するなど、わかりやすく改訂されてはいかがか。

III
1 [1]
1 [2]
1 [3]
1 [4]
1 [5]
2 [1]
2 [2]
3 [1]
3 [2]
4 [1]
4 [2]
4 [3]